

鹿児島大学附属図書館利用規則 (抄)

(研究用貸出)

第 11 条 本学の学科等及び教員（以下「研究用図書利用者」という。）は、次に該当する資料を教育、研究上使用する必要がある場合は、図書館で所定の手続きを経て研究用貸出を受けることができる。

- (1) 研究用図書利用者に配分された経費で購入した資料
- (2) 奨学寄附金で購入し、図書館に管理換した資料
- (3) 科学研究費補助金で購入し、図書館に寄附した資料
- (4) 研究用図書利用者を通じて寄附された資料

第 12 条 研究用図書利用者は、次の区分により利用責任者を定め、その氏名を館長に報告しなければならない。

- (1) 学科等において共通で利用する場合は、当該学科等で定めた教員
- (2) 教員が使用する場合は、当該教員

第 13 条 研究用貸出は、原則として当該年度末を貸出期限とする。ただし、引き続き利用の必要がある場合は、更新することができる。

(図書館資料の返却)

第 14 条 利用者に次の事由が生じた場合は、館外貸出を受けた図書館資料を直ちに返却しなければならない。

- (1) 職員がその身分を失い、又は退職したとき
- (2) 学生がその身分を失い、又は休学したとき
- (3) 名誉教授及び定(停)年又は勸奨により退職した職員が死亡したとき
- (4) その他利用者がその資格を失ったとき

(利用者の弁償義務)

第 20 条 利用者は、利用中の図書館資料を亡失し、若しくは損傷した場合は、同品又はこれに相当する品を弁償しなければならない。